

令和3年第4回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和3年12月20日 午後 1：30

○閉 会 午後 2：58

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 藤 原 仁 美	5番 菅 原 龍太郎	6番 佐 藤 敏 雄
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 鑑 仁 志	18番 西 村 武	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 鈴木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 剛
市民生活部長 伊 藤 国 栄	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
福祉保健部技監兼社会福祉課長 筒 井 弥 生	産 業 建 設 部 長 櫻 庭 春 樹
上下水道局長 渋 谷 一 春	教 育 部 長 伊 藤 貢
総 務 課 長 千 葉 秀 樹	企 画 政 策 課 長 安 田 秀 樹
財 政 課 長 菅 生 司	学 校 教 育 課 長 島 崎 徳 之

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二	議会事務局次長 鈴木 学
---------------	--------------

令和3年第4回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和3年12月20日（4日目）午後 1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会の報告（議会運営委員長）
- 日程第 2 発言の取り消しについて
- 日程第 3 議案第66号 潟上市過疎地域持続的発展基金条例（案）について
- 日程第 4 議案第67号 潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第68号 潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第69号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第70号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）について
- 日程第 8 議案第71号 潟上市災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第72号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第73号 潟上市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第74号 潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第75号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第76号 令和3年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について
- 日程第14 議案第77号 令和3年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について

- 日程第 1 5 議案第 7 8 号 令和 3 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号) (案) について
- 日程第 1 6 議案第 7 9 号 令和 3 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 1 7 議案第 8 0 号 令和 3 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 3 号) (案)
について
- 日程第 1 8 議案第 8 1 号 令和 3 年度潟上市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(案) について
- 日程第 1 9 陳情第 7 号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと
健康を守るため国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 2 0 陳情第 8 号 精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 2 1 陳情第 9 号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと
健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情
- 日程第 2 2 陳情第 1 0 号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制
度への転換を求める国への意見書提出の陳情
- 日程第 2 3 議案第 8 2 号 令和 3 年度潟上市一般会計補正予算 (第 9 号) (案) につ
いて

午後 1時30分 開会

○議長（西村 武） 皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

ここで、議会運営委員会を開会致しますので暫時休憩致します。

議会運営委員の皆さんは、委員会室3の方にご参集をお願いします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、市長より発言の申し出がありますのでこれを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、本定例会に追加提案致しました議案の概要について申し上げます。

令和3年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）につきましては、子育て世帯臨時特別給付金の追加給付分を追加するものでございます。

子育て世帯臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、子育て世帯の生活支援として子ども1人当たり10万円を給付するものですが、10万円の内訳は現金5万円とクーポン5万円で、この内現金の5万円につきましては、11月26日に専決処分としたものでございます。

なお、このたびクーポンの5万円分につきましても、現金での給付が可能となったことから、子育て世帯を迅速に支援するため、残りの5万円分を現金給付とし、事業に係る経費を盛り込んだ補正予算を追加提案するものでございます。

詳細につきましては、この後担当部長が説明致しますので、適切なるご審査のうえご可決賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【日程第1、議会運営委員会の報告（議会運営委員長）】

○議長（西村 武） 日程第1、議会運営委員会の報告を行います。6番佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤敏雄） 議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は12月20日の予算特別委員会終了後に、発言の取り消しについてを議

題として委員、正副議長の出席のもとに開催、また追加提出議案を議題として委員、正副議長、当局からは説明員として副市長、総務部長及び福祉保健部長兼福祉事務所長の出席のもとに開催しております。

本日の本会議の運営についてご報告致します。

まず、発言の取り消しについて申し上げます。

4番藤原仁美議員より、12月6日の本会議一般質問における発言の一部について取り消しの申し出がありました。

内容等を確認した結果、本日の本会議の日程第2として取り扱うことと致します。

なお、皆様のお手元に写しを配付しておりますので、ご確認くださるようお願い致します。

続いて、追加提出議案等について申し上げます。

議案第82号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）についてが追加提出されました。

当局より提案理由の説明を受けた結果、本日の本会議にて取り扱うこととし、日程第23として陳情第10号までの採決後に本会議で審議することと致します。

また、12月12日付けで陳情が提出されております。今任期中は今後定例会は開催されませんので、取り扱いは改選により審議未了となります。そのため、全議員に配付のみとすることと致しました。皆様のお手元に配付してございますのでご確認ください。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで議会運営委員会の報告を終わります。

【日程第2、発言の取り消しについて】

○議長（西村 武） 日程第2、発言の取り消しについてを議題と致します。

4番藤原仁美議員から、12月6日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元に配付した発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

ここで、藤原仁美議員から陳謝の申し出がありますのでこれを許します。4番藤原仁美議員。

○4番（藤原仁美） 発言の取り消しに当たり、おわび申し上げたいと思います。

このたびの12月6日の私の一般質問における・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・と、

.....

・・という発言については、事実確認及び表現が不十分かつ不適切であり、また、特定の個人に不快感、精神的苦痛を与えかねないものであり、結果として議会の品位、威厳を汚すことにつながるものとなりました。ここに、関係者の皆様に深くおわびするとともに、議員各位に対しても深くおわび申し上げます。

今後におきましては、議員の発言の持つ重さ、意味を自覚し、議員として議会の品位を保持し秩序を保つとともに、議会のルールを順守し議会運営により一層の協力をしてまいります。

重ねて、ご迷惑をおかけしましたことを深くおわびします。申し訳ございませんでした。

○議長（西村 武） 本件は、地方自治法第117条の規定により、議員の除斥対象になりますので、4番藤原仁美議員の退場を求めます。

（4番 藤原仁美議員 退場）

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午後 1時55分 休憩

.....

午後 1時56分 再開

○議長（西村 武） 会議を再開します。

お諮りします。発言の取り消しを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。発言の取り消しの申し出を許可することに決定致しました。

暫時休憩します。

午後 1時57分 休憩

（4番 藤原仁美議員 入場）

.....

午後 1時58分 再開

○議長（西村 武） 再開します。

【日程第3、議案第66号 潟上市過疎地域持続的発展基金条例（案）について から

日程第22、陳情第10号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情】

○議長（西村 武） 日程第3、議案第66号、潟上市過疎地域持続的発展基金条例（案）についてから、日程第22、陳情第10号、介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情までを一括議題と致します。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告のあと条例案及び陳情等については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。

令和3年度各会計補正予算（案）については、特別委員長報告のあと討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

【総務文教常任委員長の報告】

○議長（西村 武） はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。12番藤原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（藤原典男） 令和3年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日。令和3年12月8日、1日。

2. 出席委員。戸田俊樹、佐藤敏雄、堀井克見、小林 悟、菅原秀雄、藤原典男。

3. 説明当局。副市長、教育長、総務部長、教育部長、市民生活部長、議会事務局長、各関係課長。

4. 書記。教育部文化スポーツ課 三浦職員。

5. 審査の経過と結果。

議案第66号、潟上市過疎地域持続的発展基金条例（案）について。

本条例は、潟上市過疎地域持続的発展計画に掲げる過疎地域持続的発展特別事業の推進を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第14条第2項の規定に基づき、基金を設置する必要があることから条例を制定するものです。

委員からは、具体的な計画について質問があり、当局からは、潟上市過疎地域持続的

発展計画に基づき、観光関連施設長寿命化と公共施設解体事業に活用するとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、部の再編及び所掌事務の変更等に伴い条例の関係部分を改正するものです。

改正により、産業建設部は産業振興部と建設部の2部に再編し、産業振興部に農林水産振興課と商工観光振興課が新設され、上下水道課は建設部に移管されます。

福祉保健部は、子育て支援の窓口を一本化するため長寿社会課、健康推進課及び幼児教育課の3課が健康長寿課及び子育て応援課の2課に再編されます。

市民生活部には、地域づくり活動の充実強化を図るため地域づくり課が新設されます。

総務部には、税務課が市民生活部から移管されます。

教育部は、幼児教育課の所掌事務が福祉保健部の子育て応援課、教育部の教育総務課に移管されます。

委員からは、3年前に税務課を総務部から市民生活部に移管した経緯があるが、なぜまた総務部に移管するのか、何か問題があったのかとの質問があり、当局からは、3年間大きな問題があったとの認識はありませんとの回答がありました。

また、担当から現状のままでよいという意見はなかったかの質問もあり、当局からは、そのような意見も多少ありましたが、担当部署の意見を踏まえつつ協議・検討したもので理解は得られたと考えていますとの回答がありました。

さらに、組織再編については部署の意見集約を図り、もっと丁寧に時間をかけて整理し行うべきではないか。今回、どういうメリットがあって提案したものかとの質問があり、当局からは、内部管理の面から歳入の税部分、歳出の財政部分について総務部長が両方を所掌することにより、財政運営における効率化・高度化を図る旨の回答がありました。

委員からは、税務課は市民生活部に移行して業務効率、窓口対応も大変よくなったとの印象を受けている。大きな問題がないならば、税務課は窓口で市民に接する部署でもあることから、市民サービスの面をまずは優先して考えるべきとの意見がありました。また、組織再編により市長公約にある3つの力による施策事業をどのように進めていくのかという質問もありました。

本案は、賛成少数で否決すべきものと決しました。

議案第68号、潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限に属する事務を処理する組織を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。改正により上下水道局は廃止され、上下水道課は建設部に移管されます。

委員からは、一向地区の給水問題や新たな浄水場の建設、市内全域にわたる老朽管の更新などの課題を抱えるなかで、上下水道局を廃止する提案となっている。何か支障があったのかとの質問があり、当局からは、上下水道局を建設部に移管するにあたり、特別な支障があったものではありませんとの回答がありました。

また、独立採算のバランスは確保できるのか、所掌事務上、建設部長1人で対応できるのか。例えば、部長待遇職を配置するなどの考えはないかとの質問があり、当局からは、上下水道局が廃止となっても企業会計など独立採算であることに変更は生じません。これまでの産業建設部を建設部、産業振興部の2部体制にすることにより、部長の指示のもと、緊急時は応援体制の強化や連携が図れることから配置人員、所掌事務とも適正であるとの回答がありました。

委員からは、はじめから緊急時の応援体制ありきでの部局の配置は考えられない。緊急事態が発生しないよう日ごろから対応していくことが重要であるとの意見がありました。

本案は、賛成少数で否決すべきものと決しました。

議案第69号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、非常勤の特別職職員に係る費用弁償について、一般職の職員等と同様の扱いとするとともに、所要の規定を整理するため、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号、行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）について。

本条例は、行政手続における押印の見直しに伴い、申請書等への押印を要しないこととするとともに、規定を整理するため、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号、潟上市災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、災害対策基本法の規定を引用している規定について、所要の整理を行うため条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号、潟上市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、潟上市まちづくり市民会議の所掌事務に、過疎地域持続的発展計画の推進等に関することを新たに加えるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、市民会議の委員構成について質問があり、当局からは、農林水産・商工・観光や教育、金融機関、報道、子育て・福祉・医療の分野に知見のある方との回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第66号、潟上市過疎地域持続的発展基金条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） 賛成少数で否決ということですが、反対した方の意見はどのようになっているのでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（藤原典男） 条例に対するいろんな質疑はございました。しかし、採決の際に、反対討論というのがなかったので、どうして反対なのかというところは私はわかりません。私見でものをいうことはできませんけれども、反対の真意は私はわかりません。反対討論がありませんでしたので。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

暫時休憩して、今局長の方から少し説明させます。

午後 2時12分 休憩

.....
午後 2時13分 再開

○議長（西村 武） 会議を再開します。

これから、議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は否決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に議案68号、潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は否決です。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に議案第69号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第70号、行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第71号、潟上市災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、潟上市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

【社会厚生常任委員長の報告】

○議長（西村 武） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。8番中川社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（中川光博） それでは、令和3年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日。令和3年12月8日（1日間）。

2. 出席委員。澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、菅原理恵子、中川光博。

3. 説明当局。市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、福祉保健部技監兼社会福祉課長、各関係課長。

4. 書記。福祉保健部長寿社会課 根 麻衣さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果。

議案第72号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

本指定管理者の指定は、平成29年4月1日から実施している潟上市昭和デイサービスセンターの管理運営協定が令和4年3月31日で終了することから、指定管理者の指定を行うものです。

委員からは、今回の指定管理者についてはどのような評価になっているかとの質問があり、当局からは、100点満点中77点で基準の60点を超えているので指定管理者に値するとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について。

本指定管理者の指定は、平成29年4月1日から実施している潟上市昭和在宅介護支援センターの管理運営協定が令和4年3月31日で終了することから、指定管理者の指定を行うものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第7号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情。

本陳情は、国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害の事態に備えるため、安全・安心の医療・介護・福祉体制等の拡充を国に求めるものです。

委員からは、陳情項目等の文言について詳細な説明がされていない箇所があるが、趣旨については理解できるとの意見があり、採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

陳情第8号、精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情。

本陳情は、患者・利用者本位の精神保健医療福祉の改革や、新型コロナウイルス感染

症の拡大による、新たな生活様式に適したメンタルヘルス対策の構築を国に求めるものです。

採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

陳情第9号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情。

本陳情は、国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害の事態に備えるため、保健所の拡充設置、医師・看護師・介護職・保健師等の増員、感染症・一般・療養など病床数を拡充することを国に求めるものです。

委員からは、陳情第7号と同様で文言等に説明不足があるが趣旨については理解できるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

陳情第10号、介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情。

本陳情は、新型コロナウイルス感染症対策の強化、介護保険料・利用料負担の軽減やサービスの拡充など介護保険制度の抜本的な改善、介護従事者給与の引き上げ、介護保険財政の国庫負担割合を引き上げることを国に求めるものです。

委員からは、最近新しい変異株が出てきたこともあり、国全体で見ると不安はまだ継続、介護現場ではなおさら不安は継続しているのではないかと。趣旨については理解できるが、文言等に修正の必要があるとの意見があり、採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで、社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第72号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第74号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 宜しくお願い致します。

本会議でもお話ししましたが、指定管理者にするにあたってはいろいろな採点があるということで、その結果、100点満点中77点ということのようで、いい成績だとは思いますが、本会議の中では私、点数に限らず今後の課題は何かということも議論するようにということをお話しておりましたが、そこら辺については昭和デイサービスセンターの関係では今後の課題というのはどのような、もし議論されておりましたら宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 8番中川社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（中川光博） 質問ありがとうございます。

昭和デイサービスセンターの今後の課題についてということですが、一つ取り上げるとすると、この指定期間を3年でいくのかあるいは5年でいくのかということの議論は各委員からございました。その件については、特にここに報告を載せていませんでしたが、今後の課題ということで検討していくべきだと。3年間でいいかという意見には、トレイク潟上の指定管理、これも財政上の理由だと5年ごとに見直すのは、やはり管理を5年間白紙委任するのは長いのではないかなという意見がベースになると思いますので、そういう3年間でいいのか。かたやこういう福祉行政ですので、やはり安定的な経営環境あるいは利用環境を確保するためには5年がふさわしいのではないかな等々の意見が出されました。特に自由討議はありませんでしたが、今後の課題としてはそういう点が議論されました。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今後の課題として3年か5年かと指定管理の期間の議論だったようですが、私はその点数がもうちょっと上がるように、どこが改善する点なのかというところの課題を議論していただきたかったということなのですが、そこら辺についてももしありましたらお願いします。

○社会厚生常任委員長（中川光博） 具体的な点数アップのための方策はどういう方策があるかということの議論は、具体的にはしておりません。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第75号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に陳情第7号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。陳情第7号を趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第7号は趣旨採択とすることに決定致しました。

次に陳情第8号、精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第8号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第8号は採択することに決定致しました。

次に陳情第9号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。陳情第9号を趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第9号は趣旨採択とすることに決

定致しました。

次に陳情第10号、介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。陳情第10号を趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、陳情第10号は趣旨採択とすることに決定致しました。

【予算特別委員長の報告】

○議長(西村 武) 次に、予算特別特別委員長の報告を求めます。3番菅原予算特別委員長。

○予算特別委員長(菅原理恵子) 令和3年第4回定例会で、本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日。令和3年12月8日、20日。

2. 出席委員。鈴木壮二、戸田俊樹、藤原仁美、菅原龍太郎、佐藤敏雄、中川光博、澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、藤原典男、菅原秀雄、小林 悟、大谷貞廣、鏝 仁志、西村 武、堀井克見、菅原理恵子。

3. 説明当局。市長、副市長、教育長、各関係部課長。

4. 書記。議会事務局石川さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について。

予算特別委員会に付託されました議案第76号、令和3年度潟上市一般会計補正予算(第8号)(案)についてから、議案第81号、令和3年度潟上市下水道事業会計補正予算(第2号)(案)についてまでを先般、12月8日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただきます。

本委員会においては、詳細に審査するために、各常任委員会による分科会で審査を致しました。

分科会ではすべての審査を終了致しましたので、本日20日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました、議案第76号から議案第81号までについては、採決の結果原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで、予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第76号から議案第81号までについて、これから順次、討論・採決を行います。

お諮りします。特別委員会において、全会一致で可決すべきものと決定されました議案については簡易採決により採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案等については、簡易採決により採決します。

はじめに議案第76号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第77号、令和3年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第78号、令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） したがって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第79号、令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第80号、令和3年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第81号、令和3年度潟上市下水道事業会計補正予算(第2号)(案)について討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

【日程第23、議案第82号 令和3年度潟上市一般会計補正予算(第9号)(案)について】

○議長(西村 武) 日程第23、議案第82号、令和3年度潟上市一般会計補正予算(第9号)(案)についてを議題とします。

議案第82号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長(仲山和法) 令和3年度潟上市一般会計補正予算(第9号)の補正額は、歳入歳出それぞれ2億1,592万9,000円を追加するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、本日お配りしている資料、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について(追加給付分)によりご説明致します。

はじめに趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響がさまざまな人びとに及ぶ中、子育て世帯については、その生活を支援する観点から0歳から高校3年生相当までの児童を養育し、所得要件を満たすものに対し、児童1人当たり10万円の給付を一括して行うものでございます。

次に、事業内容についてでございますが、先ほどご説明しましたとおり、児童1人当たり10万円の給付を行うものでございます。

なお、給付は現金でございます。

当初、国からは、児童1人当たり10万円給付の内訳として現金5万円を先行給付、次いで5万円相当のクーポン券を基本として給付が示されておりましたが先般、残りの5

万円につきましてもクーポンに換えて現金で給付することができるという方針が明確に示されました。

次に、給付時期についてでございますが、市から児童手当を受給している方につきましては、12月24日に先行分の5万円の給付を予定しておりましたが、先行給付とあわせて一括して10万円を給付するとしたものでございます。

なお、お手元の資料の給付時期につきましては1月中を予定となっておりますが、12月24日の予定に変更がありませんので訂正をお願い致します。

それ以外の申請が必要な公務員や高校生等を養育する方は、来年1月以降を予定しており、申請をいただいた後10万円を一括給付する予定でございます。

次に、事業費（追加提案）でございます。

歳入予算は、民生費国庫補助金2億1,592万9,000円でございます。

内訳は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業にかかる事業費補助金2億1,515万円と、事務費補助金77万9,000円でございます。国の補助率は10分の10でございます。

歳出予算は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費2億1,592万9,000円を追加するものでございます。

給付金2億1,515万円は、臨時特別給付金を児童1人につき5万円を追加するもので、対象児童数を4,303人と見込んだものでございます。

事務費は77万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） このたびの臨時特別給付金は5万円と、その後で5万円の10万円の支給ですけれども、扶養家族3人で960万円以上の方は給付金をもらえないということでもありますけれども、もらえない世帯と人数はどのくらいいるのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

暫時休憩致します。

午後 2時48分 休憩

午後 2時49分 再開

○議長（西村 武） 会議を開きます。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

所得制限となります年収が960万円を超える方につきましては、児童手当を現在支給している対象外ということでは67の方が対象になっております。それにプラスをしまして高校生相当の方々も対象になりますので、その方々をおおよそ30人と見込んでおりまして、足しますと97名くらいはいるのかなと今のところの想定値でございます。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ただいま人数だけのお知らせでございましたけれども、世帯についても伺いたしたいと思いますけれども。

それとその世帯のほかに、他市では不公平感があるということで、例えば、世帯主が扶養が3人いる方で960万円以上の方がもらえないということですが、例えば、夫婦で働いている方が960万円以上、1,000万円以上稼いでいる方に対しては支給されると思いますけれどもそこら辺の不公平感があるということで、他市ではそういった所得制限なしで一般財源で市の方で賄うというところもありますけれども、当市ではそのような考えはあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

所得制限になります960万円を超える世帯については67世帯ということによろしいです。

18歳以下の方々についても30世帯ということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、年収制限を超える方々に対する一般財源を活用した給付ということで、他市の方では実施しているところがあると認識してございますけれども、潟上市としましては、今のところ国の制度に沿った形で実施したいという形で考えております。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私も今伊藤正吉議員が言ったように、所得制限なしに子どもさんがいる家は全世帯にやるべきだと。所得制限といっても、そんなに多くもらっているとは思わないのです。ですから、全世帯にまんべんなくやるということを努力していただきたいと、検討していただきたいと思いますがどうでしょう。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

すが、制度上はどうしても年収制限をもうけるということで、児童手当をベースとしたシステムで活用せよとなっておりますので、福祉保健部と致しましては、今のところは国の制度に則った形である程度の制限をもうけて実施するべきだと理解しております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 親の所得制限もあるでしょうけれども、全ての子どもさんに給付していくという精神というかそういうのも大事だと思いますので分け隔てなく。ですから今後、検討できるものであれば検討していただきたいと思うのですが、市長の考え方はいかがでしょう。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原議員の質問にお答えします。

確かに、他市においては所得制限をもうけない形で、自らの財源を使って実施している市町村もあることは存じ上げておりますけれども現状、潟上市の財政状況といったうえで、このたびは国の制度に乗っかる形で。ただ少しでも早い段階で子育て世帯に給付できるような形で事業を進めていきたいと思っておりますので、どうかご理解のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第82号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件等につきましてはすべて議了致しました。

ここで、市長より発言の申し出がありますのでこれを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 令和3年第4回潟上市議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会に当局から提案させていただきました案件につきましては、全てご可決いただき誠にありがとうございます。この場をお借りしてお礼申し上げます。

今定例会において、議員各位から賜りましたさまざまなご指摘、ご意見等を真摯に受け止め、今後の市政運営に活かしてまいります。

さて、年の瀬も押し迫ってまいりました。来年2月には潟上市議会議員選挙が予定されております。ぜひとも議員各位には、来年も引き続きご指導賜りたく宜しくお願い申し上げます。

また、このたびの任期満了をもってご勇退される大谷議員と伊藤正吉議員には、これまで本当に大変お世話になりました。

大谷議員は、平成15年に天王町議会議員に初当選され、その後、潟上市議会議員を含め6期19年間の長きにわたり市政発展に尽力されました。その間、総務文教常任委員長や産業建設常任委員長を歴任されました。

伊藤正吉議員は、平成26年から2期8年間潟上市議会議員を務められ、その間、産業建設常任委員長や予算決算特別委員長を歴任されました。

両名に、潟上市民を代表して感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

大谷議員、伊藤議員には、今後も健康にご留意されまして、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位には年の瀬よいお年をお迎えになることをお祈り申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西村 武） ここで、私議長より一言ごあいさつを申し上げます。

今任期中の定例会は、本日をもって終了となります。この4年間、議長在任中、議会、議事運営等が無事に行うことができましたのも、ひとえに議員の皆さん、市長、副市長、教育長、当局職員の皆さん、議会事務局の職員の皆さんの特段のご配慮と心よりお礼を申し上げたいと思います。

潟上市議会は来年2月に改選となります。引き続き議員を目指す方々、また今任期中をもって勇退される方々がおられますが、今後ともそれぞれの立場において潟上市政発展のためご尽力いただければと心から切に願うものでございます。

最後に、寒さ厳しき折、健康には一段とご留意され、来年が皆さんにとって希望に満

ち溢れた輝かしい1年になりますことをご祈念を申し上げまして、私議長としてのあいさつとさせていただきます。

この4年間、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和3年第4回潟上市議会定例会を閉会致します。

皆さんご苦労様でございました。またそれぞれ頑張って、この壇上でお会いしましょう。

午後 2時58分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 鏡 仁 志

〃 署名議員 鈴 木 壮 二

令和3年第4回潟上市議会定例会会議録【附属資料】

発言の取消し

○発言の取消しがあったもの

- ・ 81 ページ 27行目から 28行目まで
- ・ 87 ページ 21行目から 23行目まで
- ・ 148 ページ 29行目から 30行目まで
- ・ 149 ページ 1行目から 3行目まで

(発言議員が発言の取消し申出をして許可された発言)